

児童手当のご案内

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした、国の子育て支援策です。
手当を受給するためには、認定請求（申請）が必要です。

受給者（請求者）

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している江戸川区に住民票のある保護者（父または母等）で、**ご家庭での生計中心者が申請してください。**

「生計中心者」とは・・・児童の父または母で所得の高い方です。

◇ 父母ともに所得がある場合には、原則として恒常的に所得の高い方になります。

【注意事項】

- ◇ 受給者（請求者）が単身赴任等で他の区市区町村にお住まいの場合は、**お住まいの区市町村に申請してください。**
- ◇ **公務員の場合**は、勤務先から児童手当が支給されますので、**勤務先に申請してください。**
- ◇ 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- ◇ 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**

支給額

児童の年齢	児童手当の額（児童1人当たり月額）
3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
3歳未満（第3子以降）	30,000円
3歳～高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
3歳～高校生年代（第3子以降）	30,000円

※「第3子以降（多子加算）」のカウントは、高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童と、児童の兄・姉等（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）で受給者（請求者）が生活費や学費などの経済的な負担等をしている子が、カウント対象になります。

支給月

偶数月の12日（銀行休業日はその直前営業日）に**受給者（請求者）名義の登録口座**に振り込みます。

◇ 対象児童が2名以上の場合も**振込口座は1つ**です。

振込月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
支給月	4月・5月分	6月・7月分	8月・9月分	10月・11月分	12月・1月分	2月・3月分

認定請求（申請）

児童手当は、原則として、**申請した月の翌月分の手当から支給します。**

申請が遅れると、**遅れた月分の手当を受けられなくなります**ので、申請はお早めをお願いします。

《月末に「出生」又は「転入」した場合について》

月末に出生又は転入した場合、その日の翌日から数えて15日以内（**出生は出生日の翌日から15日以内、転入は前住所地の転出予定日の翌日から15日以内**）に申請した場合には、出生等の月に申請があったものとみなします（15日特例）。

申請方法

郵送	<p>児童家庭課に書類が到着した日が申請日となります。</p> <p>* 郵送の記録が残るように、特定記録郵便などのご利用をお勧めします。</p>
窓口	<p>本庁舎 2 階 4 番児童家庭課窓口でのみ受付します(各事務所では受付していません)。</p>
電子	<p>「びったりサービス」を利用した手続きも可能です(電子署名必須)。</p> <p>* 別途郵送での手続きが必要な場合があります。</p>

びったりサービス



必要書類

必要書類がすべてそろわない場合でも、下記の「①児童手当 認定請求書」の提出(郵送)があれば提出日(郵送の場合は到着日)を申請日として受付します。後日、不足している書類を提出してください。ただし、申請日から3か月の間に不足書類の提出がないと、その申請は却下になります。

①	<p>児童手当 認定請求書</p> <p>個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。</p>	<p>本庁舎及び各事務所の窓口で配付しています。</p> <p>また、区ホームページにも書式を掲載しています。</p>	<p>児童手当書式</p>
②	<p>本人確認書類 (A または B)</p> <p>A マイナンバーカード</p> <p>具体的 本人確認書類</p> <p>または</p> <p>B 個人番号確認書類</p> <p>通知カード 個人番号記載の住民票 等</p> <p>+</p> <p>身元確認書類</p> <p>免許証、パスポート 等</p>	<p>郵送</p> <p>受給者(請求者)の左記のAまたはBの本人確認書類のコピーを、認定請求書と一緒に郵送してください。</p>	<p>受給者(請求者)</p> <p>受給者(請求者)の左記AまたはBの本人確認書類が必要になります。</p>
		<p>窓口</p> <p>受給者(請求者)の代理人(配偶者など)が申請</p>	<p>以下の①～③の書類が必要になります。</p> <p>①委任状 ②代理人の身元確認書類 ③受給者(請求者)の個人番号確認書類</p>
③	<p>受給者(請求者)名義の通帳 または</p> <p>キャッシュカード</p>	<p>郵送で申請する場合は、コピーを送ってください。</p>	

※海外からの転入者の方は別途必要な書類があります。詳しくは、江戸川区のホームページでご確認ください。

【問い合わせ】

児童手当
AIチャットボット



児童手当制度
(区ホームページ)



【郵送先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係
電話 03-5662-0082